

第5回グリーンイノベーションWG 議事概要

1. 日時：平成22年10月25日（月）14:00～16:03

2. 場所：永田町合同庁舎第3共用会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司、石川和男、伊東千秋、伊藤敏憲、大上二三雄、佐藤泉、澤昭裕、杉山涼子、
角南篤、福島秀男、松村敏弘

（政府）平野副大臣、園田大臣政務官

（事務局）松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、野村企画官

4. 議事概要：

○小田審議官 それでは、皆様おそろいでございますので、「第5回グリーンイノベーションワーキンググループ」を開催したいと思います。本日は、御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日、会議の進行役を務めます事務局の小田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、開会に当たりまして、分科会長の平野副大臣に出席いただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○平野副大臣 副大臣の平野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、本ワーキンググループに御出席いただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

規制・制度改革に関する分科会は、第1次報告書に基づく対処方針を6月18日に閣議決定するなど、3月から6月までに第1クールの活動を終えております。

9月30日に開催された第11回行政刷新会議において、蓮舫大臣と私から規制・制度改革に関する分科会の今後の進め方を報告いたしまして、去る10月21日には第4回規制・制度改革に関する分科会が開催され、第2クールの活動がスタートしました。私は、規制・制度改革に関する分科会の会長を務めさせていただきます。

そして、3つのワーキンググループの設置が決まりまして、本グリーンイノベーションのワーキンググループは、その中の一つという位置付けになります。

規制・制度改革は、我が国が将来に希望を持てる持続的な成長を遂げていく上で、また国民の生活を真に向上させていく上で、最も重要な課題の一つでございます。委員の皆様の高い御見識を結集し、事前規制から事後チェック行政への転換といった大胆なパラダイムシフトを促すため、蓮舫大臣以下、政務三役が積極的に関与し、規制・制度改革を進めてまいりたいと思っております。

分科会は、今年度末をめどに対処方針を取りまとめることとしており、期限は限られてございますけれども、ワーキンググループの委員の皆様方におかれましては、是非精力的な御議論をお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、このグリーンイノベーションワーキンググループの主査であります園田政務官からごあいさつをいたします。

○園田政務官 皆さん、こんにちは。御紹介賜りました当グリーンイノベーションワーキンググループの主査を務めさせていただきます、内閣府大臣政務官の園田康博でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

先ほど分科会長であります平野副大臣からもお話がありましたように、皆さん方の本当に献身的なといいますか、精力的な御活躍によりまして、第1クールが無事終了したところでございます。そして、その中で成果といたしましては、10月8日、9月10日に閣議決定されました経済対策の中にも盛り込まれました規制改革100がございますけれども、それによって皆さん方の御議論が実際に実行に移されてきたところでございます。

ただし、多くの皆さん方から御意見をいただいて、それが政治主導で行わせていただいておりますけれども、更にそれを加速させていかなければならない。先ほど副大臣からもお話がありました。先般、分科会を立ち上げさせていただいたわけでございますけれども、その中の大上先生も安念先生も今日はいらっしゃるところでございますけれども、政治主導をもっとしっかりやってほしいというお言葉を皆さん方から強く頂戴したところでございます。

また、議論は議論として言いつ放しではなくて、それをしっかりとフォローアップしていく体制も同時に行っていただきたいと、委員の皆さん方から強くいただいたところでございます。そういう点では、この第2クールでしっかりとそれを結実してまいりたいと、強い決意で私も臨ませていただきますので、委員の皆様方にはどうぞ御協力、御指導のほどよろしくお申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

引き続きまして、民間主査として総理から御指名いただいております安念主査からごあいさつをお願いいたします。

○安念主査 皆さん、こんにちは。中央大学の安念と申します。共同主査ということだそうでございます。すべて政務官にお任せすればいいのではないかと考えているのですが、そういうわけにはいかないのですか。

○園田政務官 共同で一緒にやっていくということが。

○安念主査 そうですか。内閣府の政務官は、本当に花形中の花形のお役目ですので、国会その他で非常にお忙しい御日程だと思います。政務官の御都合がつかないときには、私ごときでも代わりは務まりませんが、司会役ぐらいはさせていただこうと思っております。どうぞよろしくお申し上げます。

○小田審議官 ありがとうございます。

○平野副大臣 私は今、来年度予算編成の様々な詰めをやっていまして、非常に時間がタイトな中で、急がなければならない作業で、本当は皆さん方の御意見を直にいろいろ御拝聴したり意見交換会に参加させていただきたいのですが、大変申し訳ございませんけれども、これで失

礼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大上委員 是非いい予算をつくってください。

○平野副大臣 御案内のとおり、国の財政も火の車でなかなか苦労していますが、頑張りますので、よろしくお願いいたします。済みません。

～平野副大臣 ご退席～

○小田審議官 それでは、議事に移らせていただきますが、今回は年度後半、初めてのワーキンググループということですので、お手元の資料1の2枚目にグリーンワーキンググループの委員名簿がございます。この順番で委員の皆様方を御紹介させていただきます。

まず、石川委員でございます。

○石川委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 伊東千秋委員でございます。

○伊東委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 伊藤敏憲委員です。

○伊藤委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 大上委員です。

○大上委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 佐藤委員です。

○佐藤委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 澤委員です。

○澤委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 杉山委員です。

○杉山委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 こちらに移りまして、角南委員です。

○角南委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 福島委員です。

○福島委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 そして、こちらサイドで松村委員です。

○松村委員 よろしく申し上げます。

○小田審議官 本日、小川委員は所用のため御欠席との連絡をいただいております。お配りしております資料の後ろの方に資料7というのがありますが、小川委員から御提出があった御意見でございますので、後ほど御議論のときに参考にさせていただければと思います。

それから、議事に入ります前に1点確認させていただきますが、本ワーキンググループは議事概要を公開ということになっておりますので、よろしく御了解願いたいと思います。

それでは、議題2「分科会・WGの役割と当面の進め方」、資料2でございます。これについて、私の方から御説明させていただきます。これは、10月21日の分科会でも御説明したものでございます。

まず、分科会とワーキンググループの役割でございますが、そこにお示ししているとおりで

ざいます。今日は、主に進め方、粗々のスケジュールでございまして、今後のスケジュール感を御説明させていただきます。

10月、11月でございまして、分科会は先ほど申し上げましたように10月21日にキックオフの会合を行いました。3つのワーキンググループは、本日のこのグリーンワーキンググループを最初といたしまして、今週水曜日には農林・地域活性化ワーキンググループ、木曜日にはライフワーキンググループ、3つのワーキンググループのキックオフを今週中に済ませます。

ちょっと飛んでいただきまして、一番最後から御説明いたしますと、3月に政府の方針として閣議決定したい。その前に行政刷新会議への報告というものがございまして、その前に政務三役間の各省調整が必要になってございまして、第1クールの経験から申し上げまして、やはり1か月強はこの期間を取らせていただいて、2ラウンドぐらいはさせていただきたいと思っております。

そうしますと、分科会としての御意見をおまとめいただくのが1月ぎりぎりかなと思っております。そこに至るまでに、例えば12月に中間報告、1月には取りまとめといった分科会の開催を考えております。それに向けまして、この10月最後の週のキックオフから、11、12、そして1月の取りまとめに向けて、各ワーキンググループでの御審議をお願いしたいということでございます。

それから、新しい項目の調査審議と並行して、11、12月から既定の規制・制度改革事項のフォローアップがございまして、これは、第1クールで取りまとめていただいた対処方針、6月に閣議決定しておりますけれども、こうしたものを中心に、その後の進捗状況をフォローアップしていく。項目によりましては、各省からその検討状況のヒアリングをワーキンググループ単位で行っていただくことを11月から並行して進めていきたい。

ここは、先ほど分科会長代理からのお話もありましたが、分科会でフォローアップにも十分力を入れるように、スケジュールも前倒しでというお話がございましたので、このようにさせていただきますと思っております。

以上が私からの説明でございまして、何か御質問等ございましてでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 それでは、次の議題3「検討の視点」に移ります。園田主査から御説明をお願いいたします。

○園田政務官 資料3をごらんいただきたいと存じます。これは、先日の21日に開かれた分科会でお示しさせていただいたものでございまして、その際に各委員の皆さん方からいろいろな御意見をいただきまして、それを幾つかポイントとして盛り込ませていただいているものでございます。現在、分科会の委員の皆さん方にも御確認をいただいているところでございまして、今週から各ワーキンググループがスタートしていくということもございまして、皆さん方にも共通の視点を持っていただきたいということで、御説明をさせていただきますと存じます。

まず、検討の目的でございまして。

中期的・長期的視点での需要創出、供給力強化という形でお示しさせていただいているところでございまして。

これは、新成長戦略でも掲げているものでございますけれども、検討の目的としては、中期的な観点・視点、そして長期的な視点というものの需要の創出、そして需要だけではなくて供給力の強化、この2つの側面があるということでお示しをさせていただいているところでございます。

次に、検討に当たっての重視すべき点ということで、ここに2つ書いてございます。

1つ目が、消費者、利用者、そして一般国民の便益の向上ということでございます。これは、サプライサイドなど、多様な利害関係者の意見を聞きつつ、私たちの基本としては、消費者や利用者、一般国民の便益向上を図るということを第一として検討すべきであるということでございます。

2つ目でございますけれども、政策目的に合致した合理的な政策手段の選択を行うということを考えているところでございます。政策目的を達成するための手段としての規制というものが、これに関わって社会的・行政的コストが最小のものとなるように、事前規制から事後チェック、行政への転換を図っていく必要があるのではないかとということで、これを重視し、そして検討してまいりたいと思っております。

最後に、検討に当たっての留意点といたしましては、ここに3つ書かせていただきました。一般の分科会での御議論もいただいたわけでございますけれども、現場と地域の意見というものがあると考えておりますし、またニーズを重視していこうではないかとということでございます。

2つ目として、多角的な意見を踏まえた議論を行っていきたいと思います。

それから、私どもの考え方として、このワーキンググループでもそうでありまして、オープンな議論を行っていくと考えております。政策決定過程を国民に開かれた形としていく。その際、率直な意見交換が行われるような環境に配慮しつつ、分科会やワーキンググループ、ヒアリング、その他の場に関して、それぞれ適切な情報公開という手法をとってまいりたいと思っております。

これはすべてのワーキンググループ、分野に共通する視点でございますが、この3点を共通の検討の視点という形で掲げさせていただきました。

続いて、資料4をごらんいただきたいと存じます。当グリーンイノベーションワーキンググループの検討の視点として、ここに例として書かせていただいたところでございます。

基本的には、皆様方の御議論にありました、第1クールにおける検討の視点を踏襲させていただいておまして、地球環境問題への対応を図るとともに、環境関連市場の発展と産業競争力の強化及び新規需要・雇用の創出を促進する観点から、再生可能エネルギーの導入、スマートコミュニティの構築、リサイクルの促進、水の有効利用の促進という4つの視点をもって、個別の規制・制度のあり方を検証・検討することを考えております。

なお、ここに幾つか書かせていただいておりますけれども、これは考え得る項目として、例として挙げさせていただいたものでございまして、これが必ずこのワーキンググループの中で検討するものだということで決まっていることではございません。今日、皆さん方からいろいろ御議論いただきながら、一つひとつ検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

ただいまの御説明等について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。なお、先ほど申し上げました小川委員からの御意見、資料7は、資料4の部分についての御意見でございますので、参考にしていただければと思います。

資料7の小川先生の御意見は、1ポツは、現在挙げられている項目としては、特に異論がございませんということですが、2ポツ目、3行目から、エネルギー環境分野で国際競争力を持つ強靱な産業への脱皮というのも重要な検討の視点ではないか。ここが2ポツ目のコアかと思えます。

これについては、資料4の最初の書き出しに、「地球環境問題への対応を図るとともに」の後ろで、「環境関連市場の発展と産業競争力の強化および新規需要・雇用の創出を促進する観点」となっていますので、大体同じような御意見かなと思っております。

3番目のポツで、検討の視点の中に、省エネルギーの推進に関する項目が必ずしも強く出ていないのではないかと。建物の省エネ化とかハイブリッド車の取扱い。省エネルギーの推進というのも、今、丸で挙がっている4つの項目に加えてはどうかという御意見ではないかと思っております。

それから、4ポツ目、5ポツ目は、そういった項目の中にこういう検討課題があるのではないかという御指摘だと思いますので、これはまた今後の検討課題の中で御議論いただければと思いますが、3つ目のポツについて、こういう御意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

○大上委員 よろしいですか。

○小田審議官 大上委員。

○大上委員 私自身、実は北九州市の参与として、今、グリーンイノベーションの検討をやっているのですが、そのまとめ方は、確かにここに挙がっている4つなのです。そういう意味で、この4つでもいいのかなと思っていたのですが、小川先生から提起いただいた省エネは重要で、確かにそのとおりだと。

私自身、今、課題意識を持っているのは、モーダルシフトを促進していくような、規制と緩和と両方あるわけですが、そういうこともちょっと考えているのですが、そういうものを入れようとしたときに、確かにこの4つのカテゴリーではなく、省エネということかなと思います。そうすると、ここに5つ目で省エネの促進ということを入れるということについては、極めてリーズナブルではないかと思うところがございます。

○小田審議官 松村さん、御意見ございますか。

○松村委員 例えば下水熱・河川熱、工場廃熱等未利用エネルギーの活用は、見方によっては省エネですね。勿論、再生可能エネルギーと整理することも可能ですが。

○大上委員 コージェネとかもそうですね。

○松村委員 そういう意味で重要な点はたくさんあり、それぞれ関連しているので、1つまとめた視点として出すというのも一つのアイデアだと思います。

○大上委員 よく小宮山先生が言われるのは、バイオマス、コージェネレーション発電をやるのに73の規制がある。これは再生可能かもしれない。でも、バイオマスということをとったときに、コージェネを地域でやろうと思ったら、73とは言わないけれども、50ぐらいはきっと規制が

あるのでしょうか。そういうものをどこで扱うのかを考えると、確かに省エネというのは合理的かなと。

○小田審議官 御意見ございますか。石川委員。

○石川委員 意見というか、ここは規制と制度でありますので、ちょっと提起したいのですが、資料4の下に水の有効利用があります。これは、水利権という話から水力発電かな。これは適宜検討すればよろしいと思いますが、私は新しい問題意識なのですけれども、水というのは、日本は飲み水としての資源があるわけがございます。

例えば自治体などで清水、水源から水をペットボトルなどで供給しようとする就非常にかかる、なかなか普及しないというのがあって、それぞれの、例えば環境省が名水百選というのをずっと前からやっていますけれども、そういう飲み水としての水の利用というのも、これはちょっと長期的な話ですけれども、将来の輸出戦略も含めて、ある種ナショナルセキュリティのものがあると思います。

日本は油を外から買っておりますが、国内のメタンハイドレートの可採埋蔵量が算出されておられませんので、日本が発する輸出、天然資源の最も有望なものが、実は水ではないかと思っております。ある自治体、東北の小さな町の町長さんが99.9%捨てている。0.0何%しか飲み水として利用されていないという実情がありますので、この際、そういうものも長期的視点で将来の日本発の資源ということで、輸出戦略として何か検討できないか。

規制ではない制度ということもあるということですので、問題提起をさせていただきたい。ただ、長期的な話でございますので、短期的に明日どうこうするという話ではありません。輸出戦略、せっかく政府の方もインフラ輸出ということで、水の浄化のインフラは大変結構だと思えますが、水そのものは日本が保有する非常に有効な資源なのです。ですから、それを考えていければと思っております。問題提起です。

○小田審議官 ありがとうございます。杉山委員。

○杉山委員 廃棄物の分野の3つ目の丸にリサイクルの促進という言葉を入れていただいています。勿論、趣旨としてはこの中に入っているかと思いますが、循環型社会ということ考えた場合に、3Rということで、リデュース、リユース、リサイクルということが廃棄物循環型社会の分野では必ず言われますので、リサイクルの促進という言葉だけですと、リデュースとかリユースの部分があたかも抜けているような印象を与えかねません。言葉の問題だけだと思いますけれども、ここは3Rとしておいていただいた方がよろしいかと思います。

○小田審議官 佐藤委員、いかがですか。

○佐藤委員 私もそうだと思います。リフューズを入れて4Rと言う人もいますけれども、一般的には3Rということで、リサイクル推進よりはより適切かなと思います。

○小田審議官 安念主査、いかがですか。

○安念主査 結構ではないですか、と言うと無責任な言い方に聞こえますけれども、事務局でまとめていただいたものをベースにして、今の御提案も含めれば50以上の案件にすぐなってしまうと思うのですが、それを一つひとつ、この平場で議論するのはなかなか難しいので、ワーキンググループの更にワーキンググループみたいなもので実際にはやらざるを得ないのではないかと

と思います。

そうなる、ある程度細分化して、かつその上で、別に厳密にこの問題はここでなければいけないということはないわけですから、それはフレキシブルに出入りがあってよかろうということでやっていった方が生産的な感じがいたしますが。

○小田審議官 わかりました。もう次の議題に安念先生は入っていますが。では、とりあえず「グリーンイノベーションWG検討の視点」のところで、小川委員からいただいた御意見、杉山委員からいただいた御意見を踏まえまして、リサイクルというところを3Rの促進と書き直すというのと、もう一つ丸を付けて省エネルギーの促進を付け加えさせていただくということによろしゅうございますか。澤委員、恐縮です。

○澤委員 せっかくまとまりかけたときに言うのも何なのですけれども、省エネというのは重要ではあるのですけれども、小川委員の御指摘もそうなのですけれども、規制の中身を構成的にどういうふうに持っていったら一番ベストかという議論をなさいと書いてあるのです。勿論そういうアプローチもあるのですけれども、そのためには相当いろいろなデータを集めたりしなければいけない。

今回、後で出てくるのでしようけれども、ある規制があつて、それを緩和する側をメインに項目として挙げられている中で、さっきモーダルシフトの話がありましたけれども、緩和してモーダルシフトが進むというのであれば、多分取り上げていいと思いますけれども、例えばトッランナーにハイブリッドをどうするかというのは、省エネ法改正そのものになってくるので、行政的手段というか、行政的データのない我々からすると議論が難しいと思います。

ですから、省エネで丸をもう一個付けるほどの項目が既にヒアリングされてあるのだったらいいのですけれども、ちょっと個別の案件として何かいいのがあつて、委員の提案があれば、今の丸の整理の中にどこかに埋め込んでいった方が効率的ではないかなと思います。済みません。

○小田審議官 とんでもないです。もし、どこかほかでということになりますと、スマートコミュニティですか。

○澤委員 スマートコミュニティにいくか、再生可能エネルギーにいくか、どちらかだと思います。

○小田審議官 どちらかでも、それぞれの中で省エネ的観点から御検討いただくという感じでございますか。

○澤委員 むしろ小川先生の話だと、最後の洋上風力の発電などは、確かにそういうことが本当にあるかもしれないので、そういうのは再生可能エネルギーだと思いますけれども、省エネというのは、案件を見て、電力関係の省エネだったらスマートコミュニティの方がいいかもしれませんし、それ以外だったらというのものもあるし。

○小田審議官 済みません、私がしゃしゃり出てばかりで恐縮ですが、安念先生。

○安念主査 それなら、一応仮置きで省エネルギー促進の検討会を置きつつ、しかし、検討案件がワーキンググループ全体で50かそこら出るでしょうから、これをもともとあつた4つに振り分けてみて、きっちりうまいことおさまるなら、それはそれでよしとしましょう。一方、結構重いものがどれにも入らなくて、これは省エネしかないなというのが追々出てきたら、それはそつ

ちに回すということで、リザーブとして置いておく値打ちはありそうですので、そういう使い方でどんなものでしょうか。

○澤委員 それはそれでいいと思います。

○小田審議官 では、視点として付け加えさせていただいて、個別の項目をどういうふうに検討していくかは、また今後進めながらということによろしいですか。

○澤委員 はい。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、そのように資料を変えさせていただきます。

続きまして、議題4「グリーンイノベーションWGの進め方について」に移ります。園田主査、御説明をよろしくお願いいたします。

○園田政務官 資料5をごらんいただきたいと存じます。

最初に、第2クールにおける分科会のもとに、医療・介護分野（ライフイノベーション）、環境・エネルギー等（グリーンイノベーション）、農林・地域活性化分野ということで、3つのワーキンググループを置いて具体的に議論していくことを皆さん方をお願いさせていただいたところでございます。

これ以外のところで、アジア経済戦略、金融等の分野については、親会といいますか、分科会の下で機動的に検討を行っていくという形を先般の分科会でも御承認いただいたところでございます。

また、ワーキンググループでは多数の皆さん方をお願いしておりますので、必要に応じてワーキンググループの一部のメンバーからなる、それぞれ、先ほど出ました4つないし、もう一つの視点も加えて、個別的な打合せをそれぞれ行っていただきつつ、そこからワーキンググループにつなげてまいりたいと思っております。したがって、分科会やワーキンググループのメンバー、皆さん方は、御関心に応じて、それぞれの個別分野の打合せに自由に参加していただきたい、いただくことができるとしたいと思っております。

このワーキンググループにおきましても、先ほどの検討の視点に基づいて、再生可能エネルギー、スマートコミュニティ、リデュース、リユースも含めてのリサイクルの促進、水の有効活用、省エネの促進という形になっていくわけですが、そのような分野の御検討をそれぞれの個別の打合せという形をお願いできればと思っております。

先ほどちょっとお話が出たばかりですので、省エネに関してはまだ打合せができておりませんが、個別の打合せの取りまとめの役としてのお願いは、まず再生可能エネルギーは澤委員にお願いしたいと思っております。それから、スマートコミュニティにつきましては松村委員にお願いできればと思っております。それから、リサイクルに関しては佐藤委員にお願いしたいと思っております。

どうでしょうか、先ほど出た省エネの視点については、今日の時点ではまだいいですか。全体の委員の皆さん方の意識の共有という形にさせていただきたいと思っておりますが、とりわけこの3つの視点から、それぞれ個別的に御議論をいただければと思います。

○小田審議官 ありがとうございます。今の御説明について、何か御意見とか御質問ございますでしょうか。特によろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○小田審議官 それでは、そのような格好で論議していきたいと思います。

続きまして、今日はかなり時間がございます。議題5「自由討議」でございます。御討議いただくに当たりまして、まず「第2クール 検討項目の抽出母体」について参事官の船矢から説明をいたします。

○船矢参事官 資料6に「第2クール 検討項目の抽出母体」という1枚の紙があります。

これから検討項目を選んでいくに当たっては、そのネタ元といたしまして、ここに書いてありますように、分科会及びワーキンググループ各委員の方々からの御提案というのがまずあると思います。これについては、各委員に来週月曜日までに提案を御提出いただければありがたいと思っております。

このほか、政務提案ということで、私どもの政務三役、大臣、副大臣、政務官からの提案。

それと、事務局提案ということで、私ども事務局が、主として、この夏に民間企業、いろいろなところからヒアリングして要望・提案を聞いてまいりましたので、それを事務局で整理したのもも出させていただこうと思っております。

これ以外に、4つ目の丸で、第1クールの分科会の中で、閣議決定には至らなかったのですが、今後の中期的検討項目とされたものが、分科会のある段階で提示されたことがあります。

それから、規制改革100といたしますのは、今年9月に経済対策の中の一環として、規制改革の前倒しの実施とか、あるいはその時点で政府として閣議決定できるような状態に至ったもの、約100を掲げたのですが、その中においても合意がとれずに、今後の検討課題ということで、閣議決定から外れたのですけれども、参考資料としてリストアップしたものがございます。

及び、民主党あるいは野党から、この規制改革についての提言が出されておりますので、それも参考になるかと思えます。

次の丸は、これは法律が制定され、あるいは最終改正されてから20年以上経過した規制・許認可について、時代や環境変化に合わなくなったのではないかという観点から、各省に検討をお願いしてきたところです。それについて、一部の省から自主的に取組むという申し出もございました。それは、主として各省で検討していただくことかと思えますが、私ども事務局で、各省が自主的に挙げていない中で、こういうものはやや時代にそぐわないので、この際見直すべきではないかというものを今、ピックアップしているところでございます。

次の2つの丸、「国民の声」規制・制度集中受付、これは主としてインターネット、一部郵送で規制改革についての一般国民や企業からの提案を受け付けておりますし、あるいはアイデアボックスという形で、電子会議室的なやりとりをこの1か月ぐらいやりました。合わせると数的には2万ぐらいありますけれども、その中できらりと光るといいますか、重要な提案については取り上げていきたいと思っております。

それから、過去からの規制改革推進3か年計画のフォローアップをやっておりますが、その中で各省の取組が特に遅れていて、これは是非やるべきだというものがあれば、また抽出したいと思っております。

説明は以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

私、さっき紹介し忘れたのですが、席上に「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」というものが置いてございます。これの後ろに今、言及しました9月10日の閣議決定の中の規制・制度改革分の抜粋があります。更にその後ろに、10月8日に閣議決定された経済対策の中の規制・制度改革の部分がございます。

例えば9月の方の3枚目から別表1がございますが、これは6月に閣議決定された事項の実施時期の前倒しでございます。

更に2枚めくっていただきますと別表2が出てくるかと思いますが、これが9月10日に新たに決定したものでございます。

それから、10月の方もぺらぺらとめくっていただければ、別表1が実施時期の前倒しで、別表2が新規でございますが、10月の方は環境・エネルギー関係は余りなくて、専ら9月の方でございます。恐縮です。

それでは、今日はあと1時間強でございますので、自由にいろいろ御議論いただければと思います。では、済みませんが、伊藤敏憲委員、何かございますか。

○伊藤委員 まず最初に、議論がなかったところからお話申し上げます。分類するとその他になってしまうかもしれません。

エネルギー産業は、一般的な産業に比べて規制・制度がかなり厳しい産業でございます。特に設備に絡む規制等が極めて厳しくなっています。このため、諸外国で既に実際に運用がなされているものについても、そのまま日本に持ち込めないとか、逆に日本の仕様に合わせたものを諸外国に持ち出すと、いろいろな面でナンセンスな面があって使えないというものがたくさんございます。

これは、先ほど御紹介いただいた小川委員の御提案の中にも国際競争力の確保という観点がございますが、これを洗い出して整理する必要があるのではないかと考えております。これは、あらゆる産業に散らばっておりますが、特にエネルギー産業の規制は厳しゅうございますので、これは検討してもよろしいのではないかと考えております。

分類的にはスマートコミュニティの中に入っておりますので、松村先生が取りまとめられるところでございますので、御一任したいと思います。そのように感じるところがたくさんございました。

あとは、個別に出てきた段階で一つずつ議論させていただきたいと思います。

○小田審議官 松村委員。

○松村委員 ガスも同様ですが、電気も電気事業法の改正を先導する、こうすべしということを積極的に発言していくことの方がいいのか、基本的にはこう考えているけれども、まずはそちらの議論を見守り、その後で言うのがいいのか、どちらがいいのかかなり微妙な問題です。

例えば低圧託送の問題も、大仰な議論をしなくても特別法を1つつくるということをすればいいのかもしれない。相当重要な問題の一環として、この場合一需要場所一契約の原則を根本から変える方がいい、という側面もあります。小さな特例法をいっぱいつくって少しずつ風穴をあけていくのがいいのか、抜本的な議論をちゃんと腰を据えてやる議論を踏まえて対応した

方がいいのか。それでも、余り長々とやられても困るのですが、1年以内にやることがわかっているものについては、そちらにとりあえず任せるというのも一つの考え方で、これについては問題ごとに一つひとつ議論させてください。

伊藤委員が最初におっしゃったことは、まさにそのとおりで、第1クールのときに既に確認したと思います。諸外国の規制に比べて、突出しておかしな規制を課すとすれば規制を課す方が説明責任を負うのだという大原則を確認したと思います。だから、やはり基本的には個別の問題、まだかけ離れた規制をしているのにもかかわらず、満足な回答がないというところを具体的に言っていく段階に私は入っていると思います。その一般論はもう既に確認されたと理解すればいいと考えます。

以上です。

○小田審議官 福島委員、いかがですか。では。

○伊藤委員 済みません、同じことがリサイクルのところにもございます。第1クールではレアメタルに関してリサイクルの議論をさせていただきまして、これに基づきまして、私は、環境省にお伺いして議論もさせていただいたわけでございます。今回は範囲が廃棄物全体に広がり、しかも、リサイクルだけでなく、3Rということで、更にその適応範囲を拡大したということでございます。

環境省の方々とお話しした際に出てきた課題は、法改正はとても難しいということ。ところが、特例法のようなもの、あるいは例外規定のようなものを設けることで、事実上、規制・制度改革につながる、実際の運用の緩和につながるという御提案をいただきましたので、私はそのときに参加メンバーの中で、それで結構なのではないかという結論が得られたように記憶しておりますが、今回の議論については、レアメタルだけではなくて、廃棄物全体に対して、そのような確認を行っていくことが有効なのではないかと考えました。

以上です。

○小田審議官 済みませんでした。福島委員。

○福島委員 リサイクルに関してなのですが、私は1人だけ産業界に所属しているわけですが、ある産業の副産物とか廃棄物が、他の産業の原料や燃料になり得たりというケースで、産業間でかなりの連携が進んでいるわけですが、そのときの静脈物流といいますか、先ほど大上先生が言われたモーダルシフト。何百万トン、何千万トンという物流量になるわけです。

発生場所と消費場所がかなり離れている場合に、大量に輸送するとなると海上輸送に頼らざるを得ない。こうした場合に、どうしても公共埠頭で積みかえたり、保管したり、いろいろなことがあるのですが、そういうリサイクル品を大量物流させるときに、港湾関係の規制がかなりあって、うまくいかないケースがある。

別の委員会ではいろいろなことを国交省の先生たちにも申し上げているわけですが、リサイクルの部分で静脈物流をもう少しスムーズにやるのだったら、港湾関係のモーダルシフトもテーマに挙げられるのではないかとということが1点と。

それから、日本の産業構造は随分変化してきたので、国内だけで静脈物流がなかなかクローズ

ド、完結しないというケースが最近になってまあります。例えば、昔だったら廃棄物を輸出するというのはとんでもないということですが、廃棄物ではなくて、相手国の法にも照らしてリサイクル資源として有効利用できますよといった場合の輸出に対する規制とといいますか、事前チェック等々がかなりあると、もうやめたと。では、どこか廃棄物の堆積場に積むかということになります。

これは、ある意味では非常にもったいない話で、国境を越えた静脈物流まで中長期的にはいかないと、なかなか3Rが国内だけでは完結しない時代になってきているのではないかと。長期的なお話になるかと思えますけれども、もし次の第3クールと第4クールがあるのだったら、そこに対してこういう課題があるということを残しておいていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○小田審議官 角南委員、いかがですか。

○角南委員 第1クールの方にはいなかったのですが、個別な話というよりは、むしろ今、私自身が関わっている話が2点ありまして、1つは、環境省の環境経済の政策研究プログラムに採択されて1件やっております。これは、私はイノベーションをやっていますが、日本の環境技術がイノベーションとか競争力という観点で強いにもかかわらず、なぜ海外で売れていないのか、あるいはもっと売れるためには何をすべきかということで、個別のケースを積み上げて、アジアを中心として見えています。

そのヒアリングの中で、先ほどちょっと福島委員がおっしゃったように、市場という観点だけではなくて、技術を輸出する、あるいはシステムを輸出するときに、輸出のプロセスで、特にこの環境技術あるいはシステムに関連するところの規制・制度的なコストがあって、それが基本的には日本の環境技術が海外での価格競争力にネガティブに関わっているようなものがあればということで、これは個々のいろいろな企業、メーカーさんに今、ヒアリングをしているところです。

だから、そういう観点で考えると、国内の市場に関連するところの規制ということだけではなくて、輸出入に関わるところで何か個別の環境技術あるいはシステムを外に持っていくときに、貿易関連のところに出てくる話がもう少しあるのではないかと考えているのが1つ。

もう一点は、これは内閣府の総合科学技術会議の科学技術振興調整費のプログラムで、社会システムの実証でやっている研究プログラムがあります。これは、今までは科学技術政策というと、個々の要素技術の開発というのがファンドをとって研究されている。ただ、それを実際に社会に展開していくとなると、幾つかの要素技術を組み合わせて制度をつくっていかねばいけない。

そうやってきたときに、まず技術的な、研究開発という側面でブレイクするための研究支援をするプログラムなのですが、このプログラムがそれ以来、社会システムの改革プログラムになっていて、実際フィールドにそれを展開して行って、5年間研究開発をやったときに、どういう社会的な規制あるいは制度問題が出てくるのか。

これは、再生可能エネルギーの導入といったときに、今ある技術を導入させるときにどういう規制があるのかという点は、ここで議論されているのですけれども、こっちの総合科学技術会議の方では、5年間かけて、ある程度めどがつくような技術に対して、それを開発して、更にそれ

を実際に広げていくためにどういう制度があるのかという、やや中期的な物のとらえ方をして研究者を集めたプロジェクトでやっています。

現在進行しているのは4件ありまして、1つ、これは岡山県の真庭市でやっている、間伐材とか森林の材料を使って新素材のナノファイバーを開発する。それを実際に山間部ですべて研究開発からできるようなシステムをつくるという実証。あとは、ITを使って、生産ネットワークを活用した気候変動と地域をつなげていくような慶應大学でやっていらっしゃるプロジェクトとかがあります。

こちらでどういう議論をされているか。これは総合科学技術会議の筆頭委員の相澤先生が担当で、昨日ちょっと話をしていたのですけれども、我々のこのプロジェクトで、こういう制度が問題だね、こういう規制が問題だねという結論が出たとしても、総合科学技術会議の報告書で終わってしまう。できれば、こういうものが規制改革で議論しているところとインフォメーションがきちっと流れていければ非常にありがたいし、研究者にとっても非常にインセンティブになるだろうということをおっしゃっていました。

できれば、今後こういうことをやっていく中で、そういう実証的に研究を支援する方の、振興調整費の社会改革プログラムで議論され、あるいは出てきたようなものが、また挙がってくるといふ相乗的なサイクルができると、今ある技術でどうというだけではなくて、5年後、こういうことを開発したいといったときに何が起きるのかという、ちょっと先取りしたビジョンが出てくるのではないか。これは、毎年5件ずつぐらい採択して行って、最初の4件に対しては12月から推進委員会が開かれますので、その状況も、時期が合えばこちらでも御紹介していければと思っております。

○小田審議官 伊東千秋委員、いかがですか。

○伊東委員 私は、今回、こういう話を聞いて、再生可能エネルギーということが一番重要だと思えますけれども、再生可能エネルギーに関して、日本は相当ハンディキャップを背負っているなという意識を持っています。というのは、御存じのように、太陽というのは相当な投資をしても、量的にはそんなにメジャーにならない。ヨーロッパでメジャーである風力というのは、日本では恐らく北海道と東北の一部しかできない。それで、原子力が実は一番候補としては高いのですけれども、もはや立地候補地がない。

そうすると、もう残っているのは地熱ぐらいしかない。インドネシアに行くと、日本のメーカーがどんどん地熱の発電所をつくっているわけですがけれども、日本でさっぱりできないのはこの規制の問題があったと思います。グリーンというのは、エネルギーと環境の両方にまたがっていて、よくグリーンと環境がウィンウィンと言われるけれども、ともすれば利益相反する。例えば地熱などは、相当覚悟をしてやらないと、きれいごとだけでは済まない。その辺をどうするのかということが、少し議論されるといいなと思っています。

地熱の話は、ちょっと前はありましたけれども、本当はもっと力を入れてやらないと、日本は再生可能エネルギーでは地熱で相当頑張らないと、ほかに救われる道がないなと思っているのが1つです。

次に、再生可能エネルギーは、つくったはいいけれども、使うのはすごく大変で、品質が非常

に悪いエネルギーですから、どう使うのだという使い方が、このスマートコミュニティの中で議論になると思います。今、世界のGDPの50%は25の都市で消化されているので、国の問題をやるよりも、このコミュニティの問題を片付ける方が非常に効率的だと思います。

ただ、ITメーカーとしてもいろいろなことを考えるときに、マスと個の問題というか、マスを最適化するとき個の情報をどの程度使えるか。つまり、個人情報の問題ですね。そういう規制の問題をクリアしないと、個の最適のためにマスが全然最適にならないという利益相反がそこにある。そういう議論ができればいいかなと思います。

○小田審議官 リサイクルの方で、佐藤委員、どうですか。

○佐藤委員 先ほどのお話にもありましたが、リサイクルを進める上で、法律の根幹から改正をねらっていくのか、それとも少しずつ適切な運用ができるような除外・例外措置とか、そういうものをねらっていくのかで大分方向性が違うわけですが、その根本的な考え方を1つ、この委員会で共有しませんと、全然違う方向に走ってしまいますので、それを皆さんの御意見を伺いたいと思います。

私は、廃棄物に長く関わっていて、廃棄物に関する法制度は制度疲労を起こしているのも根本的に変えたいという気持ちはあります。しかしそれが、できるかということ、環境省が困難だと思っているようなので、現実的ではないかもしれない。そうすると、除外・例外・運用事例の是正などのほうが現実的かもしれません。

まず一般廃棄物の話は、今、一般廃棄物とされているものの一部、たとえばバイオマス資源で有効利用が確実なものなどを有価物と位置付けるという方法です。そうすると、それは一般廃棄物でなくなるわけです。それから、市町村が処理計画の中で、これは民間に任せると書いてくれば、それも外れる。区分をなくすというのがドラスチックですが、できないのであれば、有効利用が確実なものは有価物にするか、産廃にするか、市町村が手放してくれるという方法があると思います。

それから、物流の効率化は、省エネにも非常につながる話でありまして、廃棄物の物流にかかっているエネルギーというのは莫大であります。例えば分別回収をすることによって廃棄物は減っていると言うけれども、CO₂がどのくらい上がっているかということは検証されていないわけです。物流の効率化ということをどうやって達成するか。

これも1つは、動脈物流のドラスチックな導入ですね。基本的には、再資源化が確実な一定の廃棄物または鉄道・船舶等の一定の運送については動脈物流の許可があれば廃棄物運搬の許可は要らないとか、それに近いような動脈物流を活用するやり方。港湾によって、廃棄物だと利用を制限するというのも起きており、リサイクルを阻害しています。

それから、自治体の競争原理で、うちの市はこうやってCO₂を削減して、一般廃棄物の処理コストを下げましたという市町村の競争原理を使うことによって、物流の効率化をする。

それから、先ほどの輸出の話は、輸出で問題になるのは品質が確保されていないとトラブルになるという懸念があるわけです。そうすると、品質の安定性を確保した上で輸出を促進するというのを同時にするには、たとえば第三者認証みたいなものを使って、こういう品質のものであれば廃棄物に該当しない。だから、廃棄物の輸出の許可は要らないとする。

それで、現在起きているのが、環境省が運賃込みでプラスでないとだめだという通知を出したために、いままで資源物として輸出し、何の問題もなかったものについて、輸出が非常に困難になっていることです。FOB価格を出した段階で、もうそこではねられるわけです。商品の品質はいいのに、輸出できないということは、間違っていると思います。

ですから、品質を確保しつつ、廃棄物の定義を緩和していくという、この2つのことをすれば、品質の認証機関にとっても民活になるし、産業活用にもなるし、環境の面でも確保されるというウィンウィンの関係になります。私は運賃を非常に重視する今の行政を、これは単なる通知行政ですので、しかも科学的根拠のない通知行政ですので、科学的な根拠のある品質の確保、利用の確保を重点にした廃棄物定義の見直し、これだけですごい規制緩和になると思います。

それから、契約書とかマニフェストの過剰規制もあります。動脈物流で利用されているトレーサビリティの方法や運送約款の利用で、契約書に代えることができれば、効率は著しく向上します。また、廃棄物については自治体が独自の規制強化をあまりに強くしていますが、先進的な自治体の取組みで、地域の産業活性化と結び付けてやるという方法が必要なのではないかと考えています。

それから、バイオマスの活用についても、私は家電リサイクル法、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法、広域認定も、皆、横並びで運搬のコストが余りにもかかっている。これはもっと動脈物流を使っていいのではないかと思います。

リサイクルの部分は課題が山積みなのですが、正面から闘うよりは、ひょっとすると廃棄物の定義の部分とか運賃の考え方の問題とか品質の問題とか、自治体の競争による最適化ということを啓蒙することによって、余りいろいろな方の反対なく進められるのではないかという気がしております。

○福島委員 正面突破だね。

○佐藤委員 したいところです。

○小田審議官 杉山委員、いかがですか。

○杉山委員 まず1点目、単純な質問なのですが、再生可能エネルギーの中には、廃棄物を燃やしてエネルギー利用するという廃棄物発電も含まれているかどうか。そこを1点目にお聞きしたいと思います。

2点目に、廃棄物関係のところ、今、佐藤委員がおっしゃったこと、いろいろなずきながら、もっともだなと思いつつお聞きしていただきましたので、正面突破がどうか、事情を考えると、やりたいのだけれども、どうよというところがあるかと思っています。ただ、正面突破で何もかも変えてしまうというのは勿論無理かと思いますが、せっかくの機会ですので、ふだんの環境省とかほかの省との議論もありますけれども、そこではできないような、何か1つ風穴を開けたいなという気は、私もとても強く思っています。

今、佐藤先生もいろいろなことをおっしゃいましたし、また個別の議論は後々としまして、とても気になっていますが、廃棄物処理法では一般廃棄物については自治体の固有の事務ということで、すべてとは言いませんが、市町村の裁量に任されている部分が大変多くなっています。これはこれで、地方自治の尊重ということでは非常に有意義な点もたくさんあるかと思いますが、

もともと私はコンサルタントをしていたものですから、自治体のコンサルでもいろいろ仕事をさせていただいていたのですが、いろいろな市町村で皆さんが頭を抱えて、どうしよう、例えばごみの有料化にしても、同じ議論をあっちでもこっちでもみんなですしている。

では、これは国でこうあるべきでしょうということを、有料化にしましょうならするということを決めてしまう。無駄な労力が自治体の議論の中でかなりかかっているような気がしています。それは有料化の問題もそうですし、それからいろいろな事業系一般廃棄物でも、自治体によってどこまでが事業系かという範囲も違いますし、ここからは産業廃棄物として自治体ではとらないとか、個別のことを考えると、自治体によっていろいろな事情で違ってきて、それはそれでいろいろな意見があるのですが、国として、基本はこうですよということが指し示せば、もう少し自治体の負担も軽くなって、その分、もっと有意義なことに自治体での議論が進められるのではないかと常日ごろ感じています。

ですから、今回の議論の中で、もう少し国として、これはあるべき姿を示すべきだ。今、申しましたごみ有料化とか、先ほど来いろいろお話が出ています一般廃棄物、産業廃棄物の区分、それから廃棄物の有価物の区分もありますが、それを自治体だけにゆだねると、また同じ議論があっちでもこっちでも全国で始まってしまうかと思うと、私としてはもっとすっきりと決めてしまえば、次に進めるだろうという気がしていますので、市町村の役割を、勿論固有の事務として一般廃棄物処理についてはあるわけですが、そこに少し国の役割ということをもう一度考えてみたいということを考えています。

済みません、ちょっと中途半端ですが、以上です。

○小田審議官 今の再生可能エネルギーに廃棄物が含まれるかどうかですが、澤委員、再生可能エネルギーの観点で何か御意見ございますか。

○澤委員 政府のロードマップとか、そういうもののパーセンテージの中に入れているかどうかですね。それは、どなたか御存じか。知っていますか。

規制制度改革のWGの仕分け議論は、別に扱ってもいいと思いますけれども、いわゆるロードマップで再生可能エネルギーを将来何%にするとかいうビジョンで言っているパーセンテージの中に入っているのかどうか。

○事務局 バイオマス発電は再生可能エネルギーに入っています。

○澤委員 だったら、ここで入れても全然おかしくないですけども、むしろ廃棄物の方で扱いたいというか、そっちの方が、さっきおっしゃっていたように、一般的に正面突破できないのであれば、バイオマス活用みたいな、ある意味、今、大義名分のある話を盾にここをやっていきたいということであれば、再生可能エネルギーで扱うよりは、むしろ廃棄物リサイクルの方で扱われた方が、戦略的に使えばいいのではないかと思います。それはどっちでもあり得る。

○小田審議官 この前、経済対策の中で木質バイオマスというものを取り上げたのですが、ごくごく一部の火力発電所のボイラーで燃やすときに、ごみなので焼却炉の規制までかかる。これをちょっと整理できませんかという、ごく一部。これはどちらかというと再生可能エネルギーというよりも、廃棄物処理の流れみたいなものですか。

○澤委員 さっきおっしゃっていたように、発電するのに大量にごみと言われるものを集めてこ

なければいけない運搬のところがネックになるので、そのいろいろな持っていく方というか、集め方ができたり、いろいろな事業者がそこに参入できれば、発電所として採算がとれていくものができる。そこは究極のポイントなのだろうと思います。

なので、それだと、さっき佐藤先生がおっしゃっていたようなことからすると、まさに運搬コストの問題ということと密接に絡むので、聞いていた範囲ではリサイクルの話かなと思って聞いていたのですけれども。

○佐藤委員 ちょっとよろしいですか。

○小田審議官 佐藤委員。

○佐藤委員 済みません。まず、大気汚染防止法と水質汚濁防止法がかかっている施設については、廃棄物処理の許可は不要であると言ってくると一番ありがたい。例えばボイラーだったら、排ガスの規制は大気汚染防止法がかかっているわけですよ。それなのに、なぜ廃棄物処理の許可が要るかというのが非常にわかりにくいですね。水濁法もそうです。水処理施設として水濁法の基準を満たしている。それなのに、中にちょっと廃棄物を入れると、廃棄物かどうかちょっと定義が難しいわけですが、処理施設の有効利用ができない。

ということで、基本的には大気汚染防止法と水質汚濁防止法で環境対策ができていながらも変わらず、その原料やインプットのものを変えるだけで廃棄物の許可が要るというのはおかしいだろうということで、私は施設許可という意味では、大防法と水濁法の施設については廃棄物の施設は要らない。こんなのは通知行政で既に一部規制緩和していますが、さらに一歩進めることは簡単ではないかと思っています。

廃棄物発電は、今後注目されると思いますが、効率から考えるとむしろ熱利用の方がいい場合もある。大切なのは、このようなサーマルの利用に過度に廃棄物処理法の規制を適用しないことだと思います。たとえば、一般廃棄物しか投入できないというようなサーマルの利用は全く意味がありません。それで、廃棄物については脱焼却ということを一時期すごく言われましたが、実は焼却が適している廃棄物はいっぱいあるのです。ですから、間違った、ある意味で理念的な脱焼却というのは、これはどこかで見直してもらって、最も効率的な廃棄物のリサイクル適正処理に理念を直してもらった方がいいと思います。

○小田審議官 ほかの委員の方からも御意見を頂きたいのですが、石川委員、ございますか。

○石川委員 さっき電事法、ガス利用の話で、これはエネ庁の方でやっている、やっていないということで、難しい、微妙な問題はあろうかと思いますが、余り向こうに気を使って、こちらでやらないというのもどうかと思いますので、見識のある常識的な範囲内で、こちらで論点提起するのがいいのではないかと思います。

あの世界は、どの役所所管の審議会もそうでしょうけれども、口を出されるのは嫌だと思えますけれども、それだと政策競争が多分起きないので、こちらはこちらで出していく。ただ、余り暴走してしまうと無視されますので、常識とか見識とか、こちらはこちらで根拠を持って、こういう観点でということやる。まさか電事審、今、電気事業審議会と言うのか。合併したのか。

○安念主査 総合エネルギー調査会でしたか。

○石川委員 審議会が合併してしまったのですね。そういうエネ調の審議会の方と、歩調を合わ

せるというか、余りずれているのもどうかと思いますけれども、こちらの問題意識はそれで投げかけていって、どうせ反対が出るでしょうけれども、そういうところで議論が起きるので、私はいいのではないかと思います。

○佐藤委員 今の発言に関連して。

○小田審議官 佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。制度ができてから反対するのは大変ですので、制度ができる前に、審議中のときに、こういうところで方向性について意見を述べておくのも必要ではないかと思います。廃棄物処理法も今年改正で、これから政省令をつくらうとしているわけですがけれども、政省令ができてしまってから、何でこんなのをつくったのだというよりは、政省令をつくっている段階でパブリックコメントをやっていますけれども、そのちょっとした政令・省令の書き方、施行通知の書き方によって実務的には大きく違ってくるわけですね。

ですから、今ある制度と同時並行で、つくられようという制度についてどういう意見を言うかということも検討して、それをどうやってタイムリーに意見を反映させていくかということも検討されたらいいのではないかと思います。

○松山事務局長 先ほど来、御議論いただいています、各省の法律といたしますか、そもそも制度そのものについての各省の検討と規制・制度改革分科会の関係なのですが、このワーキングだけでなしに、ほかのワーキングもすべて共通のテーマだと思います。規制改革の分科会の検討も、制度そのものを検討していくということで、1つの規制ということだけではなく、根っこにさかのぼって検討していくという動きになってきているわけです。

そうしますと、当然各省の検討と非常にバッティングするところが出てくるという御指摘、そのとおりでございます。他方で、石川委員がおっしゃるように、規制・制度改革分科会としての考え方も示した方がいい。それから、今、佐藤先生御指摘のように、制度ができてから、それを変えるようにというのが、これまでの規制の手法であると思いますけれども、大変なエネルギーを要する。

ほかのワーキングでも、制度の根幹、例えば医療制度そのものとかも検討される予定ですが、そこで非常に微妙な各省との関係が出てくる。具体の規制については、年度末までにこのような方向で見直すことという閣議決定をこれまでできてきていますが、物によっては、制度そのものの根幹を御審議いただいて、一定のこういう方向性でいくべきではないかということについては、アウトプットの出し方も少し幅を持たせて、従来の個別具体のものと違う出し方も含めて御検討いただいたらと存じます。

○小田審議官 松村委員。

○松村委員 若干誤解があるかもしれませんが。経産省がやることに口出しするとか、環境省がやることに口出しするなというつもりで言ったものではありません。第1クールでは、向こうが嫌がることも含めて発言してきたつもりです。

さっきの例で言うと、例えば大気汚染とか水質汚濁とか、もう規制されているのだから、上乗せ規制は不要だという大原則をこちらが示して、先方をこの方向に誘導することは意義があると思います。しかし、全く逆に、向こうが大原則をこれからきちんと議論しようとしているときに、

バッティングするかもしれない小さな個別規制のことを言うのがよいことなのかどうか。こういう観点から先程発言したわけです。ほかの省庁が今やっているのだから口出しすべきではないというつもりではありませんでした。

伊東委員が先ほど地熱のことをおっしゃったのですが、実はこれは第1クールで非常に重要だと認識して相当インテンシブにやりました。今度は、フォローアップという形でまた問題になると思います。したがって、議論していただく場合は、この後フォローアップの段階で出てくると思います。

それから、伊東委員は個別の利益と全体の利益の乖離、マスと個の利益の相反ということもおっしゃったのですが、私の理解では、規制改革の重要な役割の一つは、そのような相反が起きないような制度設計を積極的に提案していくということだと考えます。通信事業者や住宅メーカーが誠実に個々の家あるいは個々のコミュニティの省エネ、省CO₂を追求することが、マスとして、日本全体として省エネ、省CO₂に、高エネルギー効率につながるような制度設計に資するような改革を提案していくべきだと思います。利益の乖離、部分最適が全体的に繋がらないことがあるというのは事実だと思いますが、その乖離をできるだけ減らしていくように努力すべきだと思います。

それから、角南委員が御指摘になった輸出の制約になっている規制の件です。このような規制は大問題だと思いますが、抽象的に言っても改革は進まないと思いますので、具体的に弊害になっている規制の一つひとつ挙げていくことが重要だと思います。特に大原則として国際基準に合わないような上乘せ規制で弊害になっているのはよくないという合意は既にあると思うので、そのような事例を具体的に出示していただければ、取りあげる価値は大きいと思います。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。今、松村委員がおっしゃった、第1クールのときに地熱を相当議論したというのは、この報告書の12ページから、この案件は3ページにわたって会議の意見が述べられております。これは地熱だけではなくて風力もですが、自然公園とか温泉地域等での地熱・風力発電立地の話で、かなりいろいろなことを取り上げていただいた。また御参考に読んでいただければ。

大上委員、ございますか。

○大上委員 幾つかあります。

まず、規制・制度改革と言うと規制緩和が並んでくるのですが、一方で規制の強化ということも場合によっては必要だというコメントをさんざんされていると思います。いろいろつれづれに考えていると、例えば物流のモーダルシフトを促すというテーマになると、今、かなり違法的なトラック運送が行われていますね。一定距離以上、2人運転手がいなければいけないところも、実際は下請け1人でやっているというのは、非常に枚挙にいとまがないです。こういうのを規制したら、ある意味モーダルシフトがもっと進むのではないかと思います。

そういう議論もあるのかなと思いますが、反面、そういうこと言い始めると、結構テーマが大きくなっていくわけです。そういうことを本当に言い出して大丈夫なのか。規制・制度で、大きくいえば、CO₂のキャップトレードをどうするとか、買い取り価格をどうするとか、そういう

ところまで言おうと思えば言えてしまうわけですがけれども、当然そういうものはある固まりに任せている。そういうことを本当に我々のレベルでどこまでの範囲を扱っていくのかというのが、1つレベル感というのはありますねということ。

それと、先ほどの伊東千秋さんが言われていた大きいものを優先的に取り扱いましょうと。だから、テーマ別に社会システムで議論していった方がいいようなものはあると思うのですが、物流のグリーン化ということもそれに近いかもしれない。

そういう趣旨は、テーマ別に社会システム的な議論をするということを仮に考えるとすれば、当然効用が大きいもの、期待効果が大きいもの。そうすると雇用を生むとか需要を創造するとか、そういう当初の目的にどれだけ量として貢献するかということが重要になってくると思うので、こういう制度改革の概要・事項を整理するときに、その効用から見て優先順位がどうなのかということ、これは事務局の側では整理の中に是非織り込んでいただきたい。

やはり効用の大きいもの、あるいは先ほど松山さんが言われた根幹的な制度として議論する、社会システムとして議論するという大ネタが幾つか出てきて、そういうものについては規制の強化と緩和と両面あわせて議論するようなことがあるのかなと思います。勿論、時間の制約と現実的な目標と、我々が議論できるテーマのレベル感ということで、そこは裁量しなければいけないと思いますけれども、そういう立体的な項目の整理と議論ということが少し必要なのではないかなと思いました。

あと、伊藤さんが言われて松村さんが受けられた国際標準原則というのも、確かに第1クールするときには、大塚さんが5ページかどこかに堂々と書いているのですが、最近の資料を見ると、国際標準原則というのがややトーンダウンしているかな。うがった見方をすると、国際標準より何よりも、まず我々国内のmatterが重要であると扱っているのかなと見えなくもないので、これは目的なり原則なりというところで、国際標準原則ということは改めて強調されるようにしてはいかかかと思いました。

それから、伊東千秋さんがもう一つ言われたデータの利用というのは、まさにこれは問題で、スマートプラネットあるいは地球のサイボーグ化という概念の中で、今、ITの分野で、個人のさまざまなデータを集積・分析して、それを実際、社会システムの中に応用していく。エネルギーマネジメントとか人の動き、公共の動きを制御する、最適化するためにデータを使うのですが、こういうデータの取り扱いについて、日本の制度は甚だ脆弱で、妙に過度にデータを個人情報保護法で規制しているような問題もある。

ここは、国際競争力という観点からして、極めて問題が多い分野であると思いますので、もし今回のこの委員会の中で取り上げることができれば、これは強烈に問題提起をしてもいい項目ではないか。富士通さんは、その辺、非常によく御存じだと思いますので、可能であればそういう議論も取り上げたら。

○伊東委員 脆弱ではなくて、強過ぎるのです。

○大上委員 そう、個人情報保護が強過ぎて、一方で集合したデータそのものについて、例えば海外にサーバがあって、海外の業者が日本のデータを使うとすると、それは逆にすり抜けで、何でもかんでもそのまま上がってしまう。そういう意味では、私は脆弱というか、その両方の問題

があると申し上げたのです。そういうことは、この中でちゃんと扱っていったらいいのではないか。

○小田審議官 松村委員。

○松村委員 そのとおりだと思います。妙な自主規制と言うと変なのですが、不合理な自主規制で情報の利用が進んでいかないと考えています。個人情報の保護に資するとは思えないような過剰な規制で、貴重な情報の利用がうまく進んでいないという問題意識は確かに多くの人が持っています。これに関しては、内閣官房の方で今、専門調査会が立ち上がっています。その専門委員会はまさに今指摘された問題意識で議論することになっているはずですので、内閣官房の担当部局とうまく連帯して、こちらからも必要があれば積極的にメッセージが出せばいいのではないか。一方全く違う方向の議論をすると混乱しかねないので、交通整理は必要だと思います。内閣官房の担当部局と連携する必要があります。

○大上委員 グリーン分野で、基礎データを整理あるいは奪い合いに近いことが始まっている中で遅れるということは、非常に問題だと思います。

○松村委員 スマートコミュニティの時代になれば、個人のライフスタイルのようなもので完全に把握しようと思えば把握できる時代になりますから、それは確かに大きな問題だと思います。

○澤委員 別の話で。

○小田審議官 澤委員。

○澤委員 資料3で、最初に検討に当たったの留意点、さっき政務官がお話になった中で、「現場でワークする」ものと、かぎ括弧付きで書いてあります。ほとんどの規制についての実施というのは、まさに現場というか、課の単位とか自治体とか、最後のところで行われて、最後のところで文句が出ているのです。ですから、我々が議論して、ここを緩和しようはいいのですが、実際に例えば法解釈の幅が広がりました。一番エクストリームなところで現場の人が判断するかというと、そんなことはあり得ないわけです。

つまり、何かリスクがあるから、今まで法解釈が狭かったのに、それを広げてあげたからといって、それによるリスクをだれもとらないということになるわけですから、現場が全部リスクを負えということになる。私が言いたいのは、現場でワークするためには、現場で判断して何か問題が生じたときに、それをあなたの責任ではないと言うと変ですけども、どこかへ持って行って、その問題を処理していくシステムが別に用意されていないと、特にチャレンジングな規制緩和であればあるほど、そういうことが起こりがちなわけです。

ですから、そういう意味で、これは別にどの規制というわけではないのですが、特に現場で最終的にどこがフェアウエーで、どこがラフでということ判断しなければいけないような規制改革球に落ち着くものについては、今言ったような仕組みを考えてあげないと、なかなか実行上、動かないと思います。

○小田審議官 よく国民の声というか、規制改革要望で、ルールの解釈が市町村とか自治体によって違うとか、あるいは中央政府の末端で違うという話がよく来ている。そういうときは、中央でガイドラインをつくって周知してくださいというのが多いです。今、澤委員がおっしゃったように、ばくつとしたものをつくっても、末端でまた困るということはあるかなと思います。

○澤委員 ガイドラインは、幾ら細かく書いてもガイドラインでしかないので、微妙な違いというのはなかなかなくなると思いますけれども、できるだけ明確にしてあげるといふか、こういう事情がなければ、例えばOKを出さなければいけないとか、そういう形にしておいてあげないと、こういう場合、あなたの判断でOKできるよという最後の規制改革の仕方は、なかなか実効が上がらない結果になると思います。

もう一つ、電気事業法の関係の話が出ていましたけれども、これは一般論ですけれども、どこまで大きな課題をこっちでやって、実際にやっている省庁との関係をとるかという問題については、今後、例えば再生可能エネルギーの検討会でまとめていくとしたときに、自分の基準として思いたいのは、インフォームドなディシジョンといふか、考え方でできるかどうか。

大きい改革であればあるほど、いろいろなデータとか考え方を知らないと、自分なりの考え方はあるにしても、自分で自信を持って言えないという面はあって、物すごく詳しい方がだれかいらっしゃるとは思いますけれども、その人1人の話でいいのかという問題が、大きければ大きいほど出てくる。一方で、小さければ小さいほど、そのケースもヒアリングをし、どの条文がどういふ問題がありということが判断しやすいので、そこは自信を持っていけるわけです。ですから、やってはいけないというわけではなくて、どこまでそれができるかによって判断すればいいのかと私は思います。

○小田審議官 角南委員、さっき手を挙げて。

○角南委員 澤委員の最初の話に触発されたといふか。

先日、ある自動車メーカーさんのお手伝いをした経緯があって、それはアジアで燃料電池のデモンストレーションをやる。そのときに水素を扱う規制が、国内で移動させるときと、船に乗って外に。勿論そんなものはないから市場開拓するわけで、持っていかないといけないのですけれども、持っていくときに、そういったものに対する規制が今まで全くないといふか、その解釈のところ。

私は、向こうに約束してしまったので、ベトナムなのですけれども、かなり大きな燃料電池、バイク、二輪のハイブリッドのデモをやることになっていた。そのときにいろいろな問題点がわかったのだけれども、これは会社がリスクをとってくれたのですね。ただ、こういうリスクをそんなにとれるのかどうか。今思うと、事故がなくてよかったな。事故があったら大変なこと。現地でこういう材料が調達できないと、技術のデモもできないのですね。だから、その辺の問題点はどういふふうにかえたらいいのかといふことで。

ただ、そのときに、規制改革をして、こういうのはもっと自由に簡単にできるようにすればいいという議論で済むのかどうかといふことも含めて、船でそういう危険な物質を運ぶといふのは別の意味もありますから、その辺のところをどういふふうにかえるのか、今、触発されてふと思いました。

○伊藤委員 よろしいですか。

○小田審議官 はい。

○伊藤委員 燃料電池、水素については第1クールで議論してしまして、その中で、内部の規制のお話については整理済みでございます。端的に申し上げますと、日本の基準といふのは世界の基

準の中で最も厳しゅうございますので、日本の規格を海外へ持って行って事故が起きるようなら、すでに海外でいっぱい事故が起きているはずで、そのぐらい厳しい基準になっていて、これを超えたものを整理していかないといけないというお話は、第1クールで議論させていただいたと思います。

それから、澤さんのお話と絡むところですが、廃棄物などで絡んでくると思いますが、地方自治基準というものがとても厄介です。これが極めて大きな問題になっています。地方自治は尊重すべきなのですが、この弊害が大きい。なぜ弊害が大きいかというと、既得権益というものが存在して、その既得権益者の方々がことごとく反対に動いてしまうのです。

これを突き崩す方法としては、レアメタルのリサイクル分野においても根本的な法改正を求めていったわけですが、これも難しいということであるならば、公的基準といいますか、国としての基準を設けて、こういう要件を満たせば取り扱えるようにするといったように、個々に新しい規定をつくっていった突破するというのが、時間的に見ると多分最も早いと思います。

十分な時間があれば、例えば、何年もかけられるのであるならば、抜本的に法改正を行うべきものだと思いますが、今回はスピードを要求されるということでございますと、最も有効な方法というのは、ガイドラインよりもっと厳しい国としての基準を必要な分野については策定していく。

それから、国としての基準を策定した後で、その場合発生する責任の明確化を同時に規定していくという作業を行うことで、今回問題になっているテーマの中の多くの分野については、事実上、大幅な運用改善が起きるのではないかと私は考えております。

○小田審議官 福島委員、何かございますか。

○福島委員 そのとおりだと思います。いろいろなものを物流させる事前審査、これほど自治体で温度差があるものはなくて、全国に事業所を持っていると、この自治体では1か月で送れたのが、こっちは1年たってもまだノーだよ。中央省庁に行くと、自治体の判断にゆだねますとなっているので、ではどこに言っていけばいいのか。

今おっしゃったようなことで、多少温度差をなくすような標準化という、ガイドラインよりもっときついものを出していただくと、自治体に投げてしまっているようなところがあって、そこを何とかクリアできれば、もう少しうまく物が回るのではないかと思います。

○小田審議官 松村委員。

○松村委員 先ほど小田審議官がガイドラインのことをおっしゃったのですが、私はすごく重要だと思いますが、ガイドラインが適するもの、もっと強いものが適するものと、いろいろなレベルがあると思います。地方自治体に既得権益があってそれを守りたい、従ってガイドラインぐらいでは動かないというのがあります。そうではなくて、澤委員が御指摘になったような、責任を取りたくない、これに該当すると判断して、後から問題が起こったら私のせいだといわれるから、それを避けるためにほかの自治体はどういうことをしているのか、ちゃんと書類を出せということ言って、結果的に事務費用を膨大なものにするケースもあると思います。このようなケースでは、これに該当しますとガイドラインで明確に書いてくれば、それだけでもう安心して自治体もOKと言えるというたぐいの問題も多くあると思います。このようなケースではガイドライ

ンが有効です。だから、一般論としてガイドラインでは弱過ぎるということではなく、目的に応じて使い分ければよい。自治体が確信犯でやっているようなものなら、緩いガイドラインではだめだと思いますが、責任の明確化ということなら、ガイドラインは有効だと思います。

○小田審議官 伊藤委員。

○伊藤委員 松村委員がおっしゃったとおりです。

それと、これも第1クールから議論になっているのですが、時限、期限を区切るということを明確にすべきだと。これを厳格にすることで、かなりの問題はクリアできます。責任の所在を次々に押し付け合うと同時に、もう一つは時間をどんどん延ばして行って、事実上、機能しないようにさせられてしまう行為が今とても多いです。ですから、時限を明確にするということがとても重要である。時限さえ明確にすれば、回していてもどこかで結論を出さないといけないこととなりますので、どこかの段階で連鎖を止めることができると思います。

それから、大枠でいろいろ議論になっていますが、これも第1クールの際に長期的課題ということで先送りした環境アセスメントで止められているものがいっぱいあります。環境アセスメントという名のもとに、いろいろな法律とか制度を議論の中に持ち出して、事実上、膠着状態に陥っているものが極めてたくさんあります。今回、前回よりは少し長目に議論できるということでございますので、環境アセスメントに関わって止められているものの実例とかを分析すると、何をやったらいいのかというのがかなり明確にわかるように思います。

○小田審議官 時間も迫ってまいりましたが、伊東千秋委員、何かございますか。

○伊東委員 いや、もう。

○小田審議官 よろしゅうございますか。

それでは、安念主査、何か。

○安念主査 私、規制・制度改革に携わって、時間だけは長いのでだんだんすれてきました。こういう仕事は、いつも出だしは大きな志で始めるのですが、あっちでつつかれ、こっちでつつかれして、だんだん氣勢が上がらなくなってくるのが事実です。だから、とにかくやれることをやりましょうということに尽きると思います。不思議なのは、今まで幾つかの分野ではかなり劇的に規制が緩和されている部分もあったのに、それが意外に使われていないことです。

これは澤さんがおっしゃったことで、薄々わかってきました。つまり、規制をする人も、受けてビジネスをやっている人も、要するにサラリーマンだということですね。サラリーマンというのは、私も含めて、もともとリスクをとりたくないからなった商売です。その、リスクをとりたくない人間に、さあ、おまえ、リスクをとってもいいんだぞ、と幾ら言っても無理に決まっています。家族もあり、住宅ローンもある人間がリスクなんかとるのは嫌だから。

そうだとすると、普通のサラリーマンで使いこなせるような制度の改革であることが重要になってくるのでしょね。今は使いこなせなくたって、いつかは使いこなせる人が出てくるかもしれないからいいのだけれども、現実の問題としては、現場の話として、私は重いのだと思います。だから、自分でならこれを使いこなせるのだろうかと思いつつながら改革のありようを考えるとするのは、やはり重要だという気が最近はつくづくしております。

それはそうとして、さっき、それぞれ個別の検討会のチーフの方をお願いしたのですよね。後

は、皆それぞれ問題関心に従って出るのでですか。それぞれの検討の場では。そうすると、例えば第1を開いてみたら澤さんしかいないとか、そういうことが起きはせぬかと、よけいな心配かもしれないけれども、それはおのずから何人かは出てくださるだろうという考えでいきますか。

○小田審議官 私も事務局なのですが、担当の方ではある程度それぞれお願いしたいということですよ。

○事務局 はい。複数名出るような形で、分野ごとに御案内させていただいて、御回答もいただいておりますので、その点は。

○安念主査 それで、個別の検討会に政務官に全部お出ましをいただくのは、物理的に無理ですよ。

○園田政務官 日程を聞く前ですけれども、なるべくとは思っております。

○安念主査 勿論、私もできるだけ出させていただきます。

○小田審議官 ワーキンググループの日程調整については、勿論主査の政務官の日程もにらみながら調整させていただいておりますけれども、ここから先の個別検討会は、主に中心になっていただく委員の方とか御参加いただける委員の方の日程で調整させていただいて、こういう日程でやりますというのを、政務官も含めて皆さんに御案内させていただいて、時間が合えば御出席いただくという形でやらせていただこうと思っております。政務官も御多忙なので。

佐藤委員。

○佐藤委員 提案です。進め方ですが、ワーキンググループで分かれて、でもほかのワーキングのことも気になる方は恐らくいらっしゃると思います。それから、日程調整ができないので、予定は4人だったけれども、2人になってしまったということもあると思います。ですから、ワーキングの日程を決めつつ、そのワーキングでの成果を皆さんに回覧するなりして、できるだけほかのワーキングの状況、それから欠席したワーキングでも意見ができるという方法をお願いしたい。

○小田審議官 個別検討会の情報が共有できるようにということですね。わかりました。

最後、園田主査。

○園田政務官 今日は本当にありがとうございました。

○大上委員 ちょっと、その前に1点だけいいですか。

○小田審議官 大上委員。

○大上委員 今、安念さんが言われたことで、やる人がいないと規制緩和しても意味がないのではないかと。そのとおりだと思います。それで、今、450ぐらい国際競争力特区と地域活性化特区で提案されている。

○安念主査 そんなにあるのですか。

○大上委員 450ある。そこに全部規制改革項目のリクエストが載っているわけで、それは要は自分たちにこういうことをやらせてほしいという形で挙がってきているものなので、ソースとして私は上質なものではないかと思えます。

ただ、項目がすごく数が多いので、全部を検討して網羅しろというのは無理だと思いますが、ある程度眺めて、重要なサポートするようなものはピックアップして、予備資料として、ソース

として、それは是非入れていただきたいなど。

○安念主査 資料は特区室で持っているのですか。

○大上委員 私、一応メールで確認させていただいたところでは、それは特区室の方で扱うので、今回のソースにはしていないということらしいです。

○小田審議官 今、大上委員がおっしゃったのは、総合特区の話ですね。

○大上委員 はい。

○小田審議官 総合特区というのは、今、制度設計を進めると同時に、制度設計をするためにいろいろな提案を自治体から受けているという状況だと聞いておりまして。

○大上委員 総合特区の制度設計に関する要望もそうです。

○小田審議官 制度設計に関する要望ではなくて、個別の要望なのですけれども、その個別の要望なども見ながら総合特区の制度設計を進めていくという認識でおります。これは自治体が出しておられるものですから、要望者がおられるわけです。総合特区でこういうふうにやりたいという部分があるので、我々が横から、これはおもしろそうだなとやるのは、要望者の関係からいって、ややどうかなどは思っています。

同じような案件が国民の声で出てきているなら、これは別途挙がってきているのですが、個別に総合特区でこうしたいというある自治体の専売特許的に出されたものを、こちらで全国でやるかというのはちょっと。

○大上委員 私はそういうことを言っているのではなくて、ソースとして使えというのではなくて、眺めて、こちらで挙げようとしているものに非常にサポートするようなものがあれば、それはすごく有力な項目だということになるのではないかと。

○小田審議官 総合特区室にも相談してみます。

○佐藤委員 情報としては見てみたいですね。問題になっているから出てくるわけですね。

○大上委員 そういうことですね。こういうことをやりたいから、こういう規制をこうしてくれと、かなり具体的な要望で出ているわけで、これはやる気があるということですから、非常に良質な要望ではないかと思えます。

○小田審議官 園田主査。

○園田政務官 今日は、委員の皆さん方からの本当に忌憚のない御意見を頂きまして、ありがとうございました。実は、先ほど伊藤委員からもお話がありましたけれども、時限を設けてきちっと明確にしていくべきだ。だらだらとただ単にいたずらに議論が出されて時が流れていくような形だけは、絶対避けなければいけない。

実は、今日のこの会議に入る前に、蓮舫大臣からも、まさしくその点については、このワーキンググループあるいは分科会でも議論して、結果をしっかりと出してほしい。ただし、その結果を出すことだけに終始してしまって、議論の中身が散漫になっても、それはまたいけないというところは、まさしく私どもがこれから皆さん方と議論させていただきながら、質の高い、しかも議論のための議論にならないような形で、実際に改革というところにつなげていくというワーキンググループにしていきたいと考えております。

そういう点では、今日は皆さん方から前向きな御議論をいただいて、私も先ほど時間があれば

と申し上げているところはありますが、皆さん方と一緒にこれを進めてまいりたいと決意しておりますので、私も積極的に参加させていただきたいと思ひますし、これがまた、最終的には政治主導というところにつながっていくのだらう。最初に、分科会の初日でも、その旨はしっかりと皆さん方からも御指導いただいたところがございますので、私なりにしっかりと皆さん方と議論を進めさせていただいて、いい結果が残せるように頑張つてまいりたいと思ひております。

先ほど、先送りになっている旨もあるという話もございましたので、それだけはこの第2クールでは議論に終止符を打つつもりで頑張つてまいりたいと思ひますので、是非よろしくお願ひ申し上げます。本当に今日はありがとうございました。

○小田審議官 今日はどうもありがとうございました。

以上